

政令第 号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「航空機の離陸又は着陸に伴う」を「時間帯補正等価騒音レベル（当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機による）」に、「時刻等」を「時間帯その他の事項」に、「値が」を「値をいう。」が」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（環境影響評価法施行令の一部改正）

2 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項中「の値が七十五」を「に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値
」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「当該区域」を「飛行場周辺区域」に改める。

理由

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の規定による第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定の基準を改める必要があるからである。